



コアラのハッピー

くらしのほっと通信

P.2-3 社会人を見据えた「お金の勉強」
 P.4 コーディネーター派遣事業の概要

今こそ お金の勉強



じょうずに買い物できるかな？

買い物体験を通し、お金の大切さを学ぶ「こども消費者教室」。保育園の年長児が模擬貨幣の百円を持って、おもちゃのアイスの一つ買います。「お金があると欲しいものが買える」けれど、「お金は使えばなくなる」体験をして、よく考えて買い物をする大切さを伝えます。

なぜ今 金銭教育？



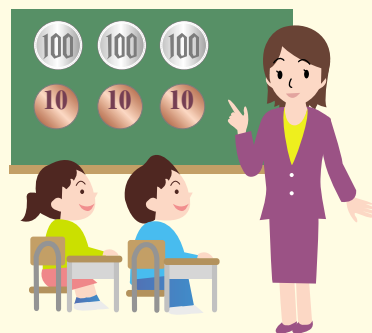
クレジットカードや電子マネーなどが普及し、「見えないお金」での支払いが急速に広がっています。「見えないお金」は便利ですが、「お金を使っている」「お金は使ったらその分減る」という感覚が持ちにくくなっています。

一方で、消費生活センターには「簡単に稼げる」「必ず儲かる」といった話に乗せられ、トラブルに巻き込まれる大学生や、借金をしている自覚のないまま多重債務に陥る若者からの相談が後を絶ちません。

成人年齢を引き下げる改正民法の2022年4月施行が決まり、「18・19歳成人」のお金のトラブルも懸念されています。今こそ、子どもの頃からお金の価値や役割、大切さを学び、健全な金銭感覚を養うことが必要です。

学校で「お金の授業」

名古屋市消費生活センターは消費者教育コーディネーターを学校などに派遣し、消費者教育の授業のお手伝いをしています。その中で、「お金の大切さを学ばせたい」「限られたお金を考えて使う体験をさせたい」といった先生方の要望があり、教科書にはない「お金の授業」にも取り組んできました。お金との付き合い方を学ぶことが、トラブル予防にとどまらず、生きる力を育む機会として期待されています。



消費者教育コーディネーターがお手伝いした「お金の勉強」を紹介します。

社会人を見据えた「お金の勉強」

「お金の勉強」の目的は、社会人として自立した時、使えるお金の中で生活できる人になること。収入の範囲でやりくりして、心も満たされる生活を送るには、金銭感覚が大切です。金銭感覚は生活の中で経験を積み重ねなければ、身につけません。そこで、社会人になった時のことに意識を向けた「お金の勉強」を幼児期から発達段階に合わせて提案しています。



小学校

お金には限りがあり、大切に使うならいけなことを学習しました

2年 ●お金を知って 買い物をしよう



お小遣いはもらって当たり前ではなく、家の人が働いて得た大事なお金の中からやりくりしてくれていることに気づいてもらう授業です。ドーナツ屋の店員ほしこちゃんが、給料袋から生活費を仕分ける様子を、お札のイラストを貼って見せて、給料すべてが自由に使えるわけではないことを伝えました。



ほしこ

授業の後半、300円で好きなドーナツを買う体験をしたの。

お金を大切に使うとして、全額使い切った児童は少なかったわ。

6年 ●お金を知って 修学旅行に行こう

お金の大切さを理解し、感謝の心を持って修学旅行に行ってお金を使おうと考えた授業です。生活するためには食費、光熱費など様々なお金が必要なこと、そのお金は家の人が働いて得ていること、限られたお金の中でやりくりしていることを伝えました。

その上で、修学旅行にかかる費用の総額、内訳を示しました。児童は、修学旅行へ行くために家の人が多くのお金を負担してくれていることに気づきました。



おみやげの写真を
見ながら「誰に、何を、いくらで買うか」
計画も立てたよ。



おにまる

先生方の声から ・今の子どもにはお金やモノの大切さを学ぶ機会が必要だと感じる

特別支援学級 ●お金を払って 買い物をしよう

お小遣い帳をつけ、お金の管理を学ぶ授業です。月はじめに1か月分のお小遣い500円をもらい、3回に分けて、1日目ドーナツ、2日目アイス、3日目好きな物、を買いに行く設定です。児童は買い物の都度、お小遣い帳に記録し、「使ったお金」「残ったお金」を把握してから、次の買い物をします。お金には限りがあり、考えて使うことが大切であることを伝えました。

先生方の声から ・自ら買いたい物を選んで買える「生きる力」をつけてもらいたいと思う



●レストランで 食事をしよう

校外学習の後にレストランで食事をするため、事前にレストランでのお金の使い方を学ぶ授業です。児童は、店内の写真を見て行動の手順を確認した後、別室に用意した模擬レストランで、入店、注文、食事、支払いを順番に体験しました。使えるお金(予算)の中で料理を注文し、レジで代金を支払うことができました。

中学校

中学生も巻き込まれる消費者トラブルを例に、お金の問題を「自分ごと」として考えました

2年 ●中学生と契約トラブル



2022年の成人年齢引き下げ後、すぐに18歳になる中学2年生。中学生も消費者で契約の当事者であるという自覚を持ち、契約トラブルに巻き込まれないための考え方を学ぶ授業です。

中学生にも身近なインターネットでの取引に関わる「電子消費者契約法」を取り上げ、契約に対する意識を高めてもらいました。

生徒の声から

- ・トラブルは「自分には起こらないから大丈夫」ではなく、誰にでも起こりうると思った
- ・商品を購入するときは、よく見てちゃんと考えて購入しようと思う

特別支援学校

情報を生かして商品を選択する体験をしました

高等部 ●情報を知って 商品を選ぼう

4種類のハムから目的と予算に合った商品を選ぶ授業です。小学5年の家庭科単元で行っている授業ですが、先生の要望で、特別支援学校高等部用にアレンジしました。生徒は値段、枚数、賞味期限などパッケージに書かれた情報を読み取った上で、自分の考えで目的に合った商品を選ぶことができました。

ハムのパッケージ教材

一人1セットずつ配布し、裏面の情報にも着目するよう促します。



先生方から

- ・パッケージの表面、裏面の情報を読み取る経験ができてよかった
- ・「必要」と「欲しい」の分類で、積極的に参加する姿が見られた

必要なものと欲しいもの



「お金を知ってトラブル撃退」の授業の1コマです。ゲーム機、トイレトペーパー、漫画などの品物を、「必要なものか、欲しいものか」生徒に分けてもらいます。

人によって判断が違うことに気づいたところで、「必要か欲しいかは、人によって、時によって違う。だから、自分でよく考えて買い物することが大切」と伝えます。

社会人として

子どもの頃から、お金のことを学ぶのは、社会人として立ち立った時に困らないためです。学校で取り組む「お金の授業」も、その先の社会人としての幸せな生活の実現を見据えています。

消費者教育コーディネーター派遣事業には、特例子会社や就労移行支援事業所などから、知的・精神に障害のある社員の方、訓練生の方を対象にお金の管理について研修を行いたいという依頼もあります。実施例を紹介します。

特例子会社 ●社会人として身につけたい 大事なお金の上手な使い方、守り方

就労移行支援事業所 ●社会人として歩み始めるために 大事なお金の上手な使い方、守り方

元気に働き続けるために大切なことの一つとして、お金の使い方(お金の管理)と守り方(悪質商法などのトラブル注意点)を一緒に考えました。キャッチセールスの場面のロールプレイングでは、受講者一人ひとりが誘いを断れるか、体験しました。困った時にはすぐ相談することの大切さを伝え、消費生活センターの利用の仕方も案内しました。



コアラのハッピー

将来を見据えた金銭教育は、年齢や障害の有無にかかわらず、誰にとっても必要なことなんだ。

消費者教育コーディネーター派遣事業の概要

消費者教育推進法(2012年施行)では、消費生活センター、教育委員会などが連携して消費者教育を行うことが責務となりました。名古屋市消費生活センターは、消費者行政と学校などとの連携を図り、学校における消費者教育を推進するため、2016年から「消費者教育コーディネーター派遣事業」に取り組んでいます。

名古屋市立小学校校長OBの「消費生活指導員」と、消費者関連の専門資格を有する「消費者教育コーディネーター」が、市内小中学校、特別支援学校などに出向き、外部講師として消費者教育に関する授業のお手伝いをします。

授業の内容

授業内容については、事前に先生方と打ち合わせをし、要望を盛り込んだ指導案を作成します。消費生活センターだからこそ提供できる最新の情報や、対象の児童・生徒の学年や特性に合わせた手作りの教材を活用し、一歩踏み込んだ興味深い授業の展開に努めます。

これまで実施した授業の様子を、名古屋市消費生活センターのホームページに掲載しています。ご参照ください。

1 **名古屋市消費生活センター** **検索** 「名古屋市消費生活センター情報ナビ」をクリック

2 センターのご案内

3 センターのご案内

派遣事業をご利用いただくには

実施希望日の1か月前までに、お電話ください。日程や希望される授業内容などをお伝えください。その後、申込書(ホームページに掲載)をお送りいただきます。

名古屋市消費生活センター **TEL 052-222-9679 FAX 052-222-9678**

消費生活センター

消費者安全法により、消費者からの苦情に係る相談やあっせん、情報提供などを行うため、都道府県・市町村が設置しています。名古屋市消費生活センターは、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談のほか、苦情・相談のあった商品のテスト、消費者教育・啓発および情報提供、消費者活動の支援を行っています。

利用のご案内

相談室(相談は市内在住・在勤・在学の方が対象です)

受付時間 月～金曜日 TEL **052-222-9671** 消費生活相談 金融商品・高齢者悪質商法110番
9:00～16:15
(祝日・年末年始を除く) TEL **052-222-9674** 架空請求ホットダイヤル
TEL **052-223-3160** サラ金・多重債務特別相談

受付時間 土・日曜日 TEL **052-222-9690** 土・日テレフォン相談
9:00～16:15 ※架空請求、多重債務の相談もこちらの番号で受け付けています。
(祝日・年末年始を除く) ※土・日曜日は電話相談のみで、来所相談は行っていません。

くらしの情報プラザ

開館時間 月～土曜日
9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

TEL **052-222-9677**

くらしに役立つ幅広い情報を提供しています。

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン TEL 局番なし188

交通のご案内

- 地下鉄「伏見」⑥番出口から南へ350m
- 地下鉄「大須観音」④番出口から北へ450m

<http://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>



「電子メールによる相談受付」もご利用ください。



名古屋市消費生活センター

〒460-0008 名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
TEL (052)222-9679 FAX (052)222-9678